

「全ての乗務員が年休を20日取得できる状況にするために休日勤務指定」

会社が「年休（失効）裁判」で大阪地方裁判所に提出した準備書面には、

年度内における乗務員の減少又は臨行路の数の増加によって、各運輸所の全ての乗務員が年休を20日取得できる状況とはならないと見込まれる場合には、不足する労働力を補うため、・・・乗務員に対して休日勤務指定を行っている。

と記載されています。

「嘘をつくなよ！ 今まで休日出勤をしても、年休を20日取得できる状況になんかなってないよ！」

「俺は年休を失効したよ！ 私も年休を失効しましたよ！」

「俺は毎年、年休を失効してるよ！ 私もまた失効しそうです！」

「年休失効している社員はたくさんいるよ！」

「だって、年休を申し込んだ日に公休や特休を入れられるんだもん！ 消化できるわけないよ！」

「おまけに、その年休の申し込みは無かったことにされて、挙げ句の果てには、年休の申し込みが無かったから年休を付与しなかったと言うんだから、やり方が酷いよ！」

だから年休(失効) = 損害賠償請求裁判 ！

「なるほど、だから大谷川さんは裁判で争っているのか！？ 頑張っしてほしいよね！」

「ところで、年休（失効）裁判で大谷川さんが勝利したら、会社は年休失効した社員の請求に応じなければならなくなるのかなあ？」

「俺でも少なく見積もって、1泊の休日出勤（2日の年休）で、4～6万円になるからなあ」

失効する年休日数を休日出勤したことにすればにすればいい！

「会社が本当に“年休を20日取得できる状況にするために休日出勤をさせている”と言うのであれば、まず社員に謝罪をして、各人の失効する年休日数を全て休日出勤したことにすべきじゃないの？」

そうすれば全ての乗務員が年休を20日取得できる状況になるでしょ！？